

大学コンソーシアム岡山  
社会人教育事業部 社会人教育委員会内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、大学コンソーシアム岡山事業部規程第8条の規定に基づき、社会人教育事業部社会人教育委員会（以下「社会人教育委員会」という。）の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 社会人教育委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 吉備創生カレッジの企画、実施に関する事項
- 二 その他社会人教育委員会の運営に必要と認められる事項

(組 織)

第3条 社会人教育委員会は、コンソーシアムの正会員である高等教育機関等から推薦された者各1名

- 2 その他社会人教育委員会の運営に必要と認められる者若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 社会人教育委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、社会人教育委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 社会人教育委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決を要する事項については、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 議長は、委員が特別の事情により社会人教育委員会に出席できない場合は、代理の者の出席を認め、議決に加わることを認めることができる。
- 3 議長は、社会人教育委員会に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 社会人教育委員会の事務は、委員長選出の大学及び大学コンソーシアム岡山事務局において処理する。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、社会人教育委員会に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、社会人教育委員会の議を経て、代表者会議で行う。

附 則

この内規は、平成24年9月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年2月28日から施行する。